

# 黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定（案）について

## ○これまでの状況

- 平成18年11月19日 第1期協定締結
- 平成24年7月24日 第2期協定締結
- 平成29年10月26日 第3期協定締結 令和4年10月25日まで（5年間）
- 第3期の活動総括、第4期協定締結に向けての調整・見直しの確認



## 協定の目標とする姿

- 川は、アユやアイキリ、アメゴなどの川魚が豊富に棲むことのできる清流であること（清流環境）
- 水辺は、四季折々の植物が豊富に生育する環境であること（水辺環境）
- 里は、伝統的な風景であるゆず畑や棚田、石積み、森林軌道跡などが残っていること（里の保全）
- 森は、足元まで陽が入り、歩いて楽しむことができること（森の保全）
- 暮らしは、伝統的な文化、料理や歴史などが伝わるとともに、環境にやさしい取組が行われ、住民がイキイキとしていること（伝統文化・歴史等）

## 第4期協定の締結について

- ・ 第3期協定の目標とする姿を継承
- ・ 取組項目の記載は簡素化
- ・ 早期（令和5年8月中）の再締結を目指す（令和5年7月4日四万十くろそん会議で決定）

## 取組項目の主な変更点

- ・ 流域住民と行政が行う取組について、書き分けていたものを一体的に記載
- ・ シカ肉、シシ肉の利活用や流域のものを活かした生産と販売については項目から削除（持続可能な取組項目に絞り込んだ）

## 今後のスケジュール

- ・ 協定継続の意向確認
- ・ 協定内容の見直し確認
- ・ 第3期活動総括

令和4年7月～令和5年6月

- 四万十市へ意見照会
- 四万十川保全振興委員会

令和5年7月～8月

第4期協定締結

令和5年8月末



## 黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定（案）

四万十川の支流にある黒尊川流域（以下「流域」といいます。）は、四万十市西土佐口屋内、玖木、奥屋内及び黒尊により構成されています。

流域は、四万十川流域の中でも特に優れた水質と景観を維持しており、豊富な森林資源による用材林の搬出を礎とし、発展してきた歴史・文化が残っています。また、黒尊川では、平成20年6月に環境省の「平成の名水百選」に選ばれ、流域の農山村の景観は、平成21年2月に文化庁の重要文化的景観に選定されました。

この流域に居住する住民の組織（以下「しまんと黒尊むら」といいます。）と四万十市、高知県とは、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に定める共生モデル地区の保全に関する協定を、次のとおり結びます。

なお、この協定は「四万十市四万十川の保全及び振興に関する基本条例」の趣旨にも沿ったものです。

### （目的）

第1条 流域には、多様な森林や清流、また今では数少なくなった農山村の風景など、自然の魅力がたくさん残っています。この豊かな自然環境や景観の保全と人々の暮らしとが調和しながら、地域固有の生活文化や歴史が継承される地域づくりを、住民と行政とが協働で進めていくことを、この協定を結ぶ目的とします。

### （名称）

第2条 この協定の名称は、「黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定」とします。

### （協定の締結）

第3条 この協定は、しまんと黒尊むら と四万十市、高知県（以下「協定者」といいます。）とで締結します。

### （協定区域）

第4条 この協定の対象となる土地の区域は、流域のなかで、協定者が所有若しくは管理する土地とします。

### （目標とする姿）

第5条 私たちが目標とする流域の姿は、次のとおりとします。

- 1 川は、アユやアイキリ（アユカケ）、アメゴ（アマゴ）などの川魚が豊富に棲むことのできる清流であること
- 2 水辺は、四季折々の植物が豊富に生育する環境であること
- 3 里は、伝統的な風景であるゆず畑や棚田、石積み、森林軌道跡などが残っていること
- 4 森は、足元まで陽が入り、歩いて楽しむことができること
- 5 暮らしは、伝統的な文化、料理や歴史などが伝わるとともに、環境にやさしい取り組みが行われ、住民がイキイキとしていること

### （保全と活用に関すること）

第6条 流域の住民と四万十市、高知県は、第5条の目標を達成するため、協働で取り組みを進めていきます。

- 1 川魚、カニ、エビ、植物などの天然資源を確保するため、乱獲等の防止に取り組みます。
- 2 水辺に人々が親しめるよう、雑木林や植林地などで除伐、間伐を行うとともに、遊歩道を管理します。また、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な管理や作業道などの基盤整備、災害地の復旧などに取り組みます。
- 3 重要文化的景観に選定された農山村の景観を保全するため、棚田や石積みなどの管理を行います。また、公共工事において、自然や景観に配慮した工事となるよう工法の工夫や自然素材（石、木など）の活用などに取り組みるとともに、景観や伝統漁法などの生活文化財産の保全に取り組みます。
- 4 里山を保全するため、雑木林や植林地などで定期的に除伐、間伐をし、炭焼きや木工品の材料にするなど、生活のなかで木材を利用していきます。
- 5 地域の伝統的な文化、料理、伝説や歴史などについての「記憶」を「記録」として残します。
- 6 流域の環境保全のため、ゴミの不法投棄への対策や浄化槽の設置と適正な管理などの活動、生活排水対策の推進に取り組みます。
- 7 流域の住民と流域外の人々との間で、自然や生活の体験を通じた交流を図り、地域が潤うようなむらづくりに取り組みます。
- 8 水質調査を協働で行い、川の状態を経年的に把握していきます。
- 9 しまんと黒尊むらの取り組みを広く情報発信するとともに、これらの取り組みを継続して行い、次の世代に伝えていきます。

### （協定の有効期間）

第7条 協定の有効期間は、協定の締結の日から5年とし、必要に応じ見直しを行い更新するものとします。

令和5年8月31日

協定者 高知県四万十市西土佐奥屋内1180  
しまんと黒尊むら代表 山本 安男

高知県四万十市中村大橋通4丁目10  
四万十市長 中平 正宏

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県知事 濱田 省司

## 【共生モデル地区（黒尊川流域）の第3期活動総括】

### 経緯

- ・ 黒尊川流域では、平成18年11月19日に流域の住民組織「しまんと黒尊むら」と四万十市、高知県の三者で「黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定」を締結した。
- ・ その後協定内容を一部変更し、平成24年7月25日に第2期協定を締結した。
- ・ 平成29年10月26日に第3期協定を5ヶ年の協定期間として締結した。
- ・ 第2期協定期間中には、「しまんと黒尊むら」の水辺林の間伐、水質調査、子供を対象とした川の生物調査、河川周辺における歩道整備や草刈等の活動が功績として認められ、環境省の平成27年度「水・土壌環境保全活動功労者」を受賞した。
- ・ 令和4年10月に協定期間が終了したため、この期間中の活動総括（目標とする姿（協定第5条）、保全と活用に関する流域住民の取組（同第6条の2）、協定第6条3：保全と活用に関する四万十市、高知県の取組に基づく活動総括（同第6条の3）を以下で報告する。

### 目標とする姿

#### 1. 川は、アユやアイキリ、アメゴなどの川魚が豊富に棲むことができる清流であること(清流環境についての活動総括(協定第5条の1))

- (1) 第2期に引き続き、くろそん手帖（※1）イベントとして水中散歩（川遊び）や親子で川に親しむイベントを行った。子ども達との交流、清流を守ろうとする意識の向上に繋がった。（協定第6条2（1）（7））

##### ※1 くろそん手帖

余白を大きく取った黒尊地区の案内地図を手に地区の自然や歴史等を調査し、感想や地域の情報を手帖に書き込んでいくもの（平成23年から）

- (2) 「しまんと黒尊むら」と県が協働し、定期的に黒尊川の水質調査（年4回）を行った。調査は、四万十川条例の項目である清流度、水生生物、窒素、リンのほか国の環境基準項目についても実施した。国の環境基準項目は基準を満たしており、四万十川独自の水質基準である清流基準についても水生生物、窒素、リンは基準を満たしていた。清流度は年度や四季、調査時間帯等に左右されやすく、一部基準を下回った年もあったが、他の四万十川の観測地点の中では一番高い（澄んで見える）結果となった。（協定第6条3（8））
- (3) 地区における浄化槽設置状況は改善しており、黒尊親水公園における浄化槽付きトイレ（森林管理署整備）を市西土佐総合支所と共に管理した。（協定第6条2（6）、第6条3（7））

#### 2. 水辺は、四季折々の植物が豊富に生育する環境であること(水辺環境についての活動総括(協定第5条2))

- (1) 高知県清流保全パートナーズ協定（高知食糧株式会社）や森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、水辺林の間伐、遊歩道の整備を行った。（協定第6条

2 (2))

### 3. 里は、伝統的な風景であるゆず畑や棚田、石積み、森林軌道跡などが残っていること (協定第5条3:里の保全についての活動総括)

(1) 四万十市立中央公民館におけるくろそん手帖展覧会(平成30年8月)で黒尊での旅や活動の思い出を書き記した手帖を一同に集めて展示し、地区内外の方と伝統的な風景についての意見交換や情報共有の場となった。(協定第6条2(5)(10))

### 4. 森は、足元まで陽が入り、歩いて楽しむことができること(協定第5条4:森の保全についての活動総括)

(1) 高知県清流保全パートナーズ協定(高知食糧株式会社)や森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、水辺林の間伐等を行った。(協定第6条2(4))

(2) 黒尊溪谷親水公園の植物が、シカの食害により林地荒廃や溪谷美を損ねるという問題に対し、設置したシカ防護ネットのメンテナンスと、囲いワナの設置によるシカの捕獲推進を行った。(四万十川森林ふれあい推進センター主体)(協定第6条2(2))

(3) 紅葉を楽しめる登山ルートを検討するため、傷んだ登山道を森林管理署の協力で整備し、登山を行った。(協定第6条2(2)(4))

### 5. 暮らしは、伝統的な文化、料理や歴史などが伝わるとともに、環境にやさしい取り組みが行われ、住民がイキイキとしていること(協定第5条5:伝統文化・歴史等についての活動総括)

(1) 老人会・お茶会等の地域のイベントの中で味噌作りや大豆の煮豆作り等を行うほか、クサギ菜やワラビなどの食文化についてのワークショップの開催やくろそん手帖手書散歩による黒尊川の恵み体験など、地域の料理を共有する取組を行った。(協定第6条2(5))

(2) 「しまんと黒尊むらまつり(※2)」や「くろそん手帖」に係るイベント等を通して、黒尊地区について地域内外多くの方に地域の魅力を発信した。

(主な体験・イベント:植物観察会、ホタル狩り、紙漉き体験、森林軌道の観察、水中散歩、マイ箸づくり、ストラップづくり、クリスマスリースづくり等)(協定第6条2(7))

※2 しまんと黒尊むらまつり

食、文化、歴史が結集した黒尊地域で年1回開かれるお祭り。令和元年度で14回目。(令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

(3) 平成17年より「しまんと黒尊むら」の活動を紹介した紙媒体の「黒尊むら通信」を年2~3回発行した。(協定第6条2(10))

## 令和5年度第1回(第79回)四万十くろそん会議議事録

◎日時：令和5年7月4日(火) 18:30～20:30

◎会場：四万十市西土佐口屋内保健福祉サテライト

◎出席者： 黒尊むら 8名  
行政機関 9名  
計 17名 ※別紙 「出席者一覧表」参照

### ◎開催概要

対面での会議開催は令和3年8月以来となり、行政メンバーはほぼ入れ替わっている中、情報収集・共有、協力関係の維持を目的として多くの関係者が会議に参加。

コロナ禍でここ数年間は思うように活動できなかったが、今年度は黒尊むら祭りの復活やその他様々な活動が計画されているほか、共生モデル地区の第4期協定を結ぶ年ともなっている。

活動できる住民が年々減っているなど困難な状況もあるが、これからも黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくりのため、それぞれの立場で出来ることは何かを考え、互いに協力することを確認。

### ◎議事概要

司会進行 県自然共生課

#### (議題1)令和4年度決算報告について

○黒尊むら会計から、令和4年度の決算について説明。 ※別紙 「収支決算書」参照  
繰越金は村立ち上げ当時、企業(TOTOなど)から助成があったため多額となっている。

○各グループから、令和4年度事業実績について説明。

##### <地域活性化グループ>

- 1 黒尊むら祭りは、コロナ対策として中止
- 2 黒尊川清掃活動(令和4年10月開催) 参加者10名、ごみ回収量20トン以上
- 3 黒尊むら通信の発行(年3回)

##### <山と川グループ>

- 1 竹林(水辺林)の間伐(森林・山村多面的機能発揮対策交付金活用)  
整備後、タケノコが沢山生えた  
市道から川を眺めやすいよう間伐、チェーンソーも使用、保険もかけ万全の安全対策で実施
- 2 水質検査(県と協力)

##### <歴史と文化グループ>

- 1 炭焼きについての調査は、コロナ対策として中止
- 2 炭窯の実測、白炭のかまの大きさを実測 1回

## (議題2) 令和5年度活動計画について

○山本代表から、黒尊むらでは年度当初に活動予算を組まずに実績で報告しているとの説明。

○各グループから、令和5年度活動計画について説明。意見交換や協議を行った。

### <地域活性化グループ>

#### 1 黒尊川一斉清掃 ※別紙 「黒尊川一斉清掃」チラシ参照

①実施日 令和5年7月17日(月祝) 9時から

②集合場所 玖木公民館

傷害保険をかけて実施する。雨天の場合は中止。

事務局から、行政メンバーも事前のアナウンスや当日参加をしてほしい旨やゴミの収集方法に関し協議あり。

→山脇西土佐総合支所係長から、事前の周知については西土佐地域全家庭への放送でアナウンスする予定との説明。ゴミの収集については調べて事務局へ返事するとの説明。

→県自然共生課から、実施日前後に県のフェイスブックで周知する旨を説明。

→黒尊むら事務局から、西土佐総合支所へ実施のアナウンスにかかる原稿を送る旨説明。

#### 2 黒尊むら祭り 3年ぶりの開催、会場設営等の準備は前日から雨天決行。

①実施日 ~~(案1) 令和5年11月11日(土)~~

(案2) 令和5年11月18日(土)

→幸村地域支援企画員や山脇西土佐総合支所係長から、(案1)は地元の西土佐産業祭開催の前日にあたることの指摘。

→会議で検討し、(案2)11月18日の開催に決定。

→代表及び事務局から、地区内で祭りの担い手が不足しているので行政メンバーも前日午後から準備に参加してほしいとの協議あり。→協力することを確認。

②地区外の飲食物販出店者への手数料設定について

黒尊むらから、過去の祭りでは手数料10%を取っていたが高額という人もおり設定に迷っている、この会議の場で決定してほしい、との協議あり。

→手数料10%を取ることに決定。

③実施内容について

これから検討する。過去に木工関係の出展は四万十川森林ふれあい推進センターに任せていたので、今回もお願いしたい、との協議あり。→協力することを確認。

④その他内容の検討について

山本代表から、7月末から8月初旬に黒尊むらの会議を開きそこで詳細を決めていくことを説明。

#### 3 黒尊むら通信の発行(年数回を予定)

#### <山と川グループ>

- 1 竹林（水辺林）の伐採は、今年度は休止。
- 2 6月30日に遊歩道などの案内板の状態を調査し、10カ所程度に不具合を確認。  
この中から今年度は3カ所程度を修繕予定。1回目の作業日は7月30日を予定。
- 3 水質検査は、県が実施する際に遠慮なく一声かけてもらう。出来るだけ協力。

#### <歴史と文化グループ>

- 1 黒尊むら祭りでの催し
  - ①突き鉄砲
  - ②これまでの成果をパネル展示
  - ③くろそん手帖の販売（くろそん手帖の会と共同）
- 2 紅葉ツアーをするなら炭窯の跡地などを紹介
- 3 炭窯の調査や地元で伝わる古くからの山の読み方などを調査

○竹内首席森林官から、藤の川・黒尊森林事務所での森林管理、間伐作業について説明。

- 1 間伐を行う中で、森林軌道跡がある区域については保存すべきと思い、20メートルほど開けて作業を行っていることの説明。→大変有り難い配慮であることを確認。
- 2 トラックが通る際に視界を防ぐなどの樹木の枝がある場所について黒尊むらの方が良いというなら剪定したいとの協議あり。→剪定をお願いすることを確認。

#### (会議での結論)

- 黒尊むら祭りの内容については、8月上旬までに黒尊むら理事会で協議し決定する。  
決定内容は行政メンバーと情報共有して、準備を進めていく。
- 祭りの広報は各行政メンバーにおいて行う。
- 行政メンバーは可能な限り祭り前日から準備に参加する。

#### **(議題3) 共生モデル地区協定第4期について**

○県自然共生課から、資料3の第3期活動総括を説明。

内容は、昨年度関係者に照会し取りまとめたもので、追加で記載する内容があるかどうかを協議。  
→意見なし。この内容で総括。

○県自然共生課から、資料4の協定（案）を説明。

内容は、昨年度黒尊むら理事会などで出た意見を反映させて作成したもの。

昨年度意見：協定第6条の内容で更新するものしないものの整理（シカ肉等の利活用はやめるなど）、流域住民と行政が行うことをかき分けずに簡潔にまとめる、など。

#### (主な意見)

○導入部分で黒尊川流域の構成説明の中に「黒尊」とあるが、**部落としての黒尊はなくなったので**記載から外してはどうか。→（反対意見）**行政地区としての「黒尊」はなくなったが地図上はなくなるならないので残すべきだ。**

○第6条の4の定期的な除伐、間伐や7の流域外の人との交流は本当にできるのか心配だ。

→目指す姿に近づくために、意識したい取組、出来たら良いと思う取組を盛り込んでおくことは

意味がある。ノルマとして毎年絶対しなければならないというものでもない。協定期間中5年間に出来たら良い、くらいに思って良いのではないか。

→定期的な除伐、間伐などは住民だけにお願いするものではなく、行政でもやっていくこと。これまでも国有林は森林管理署の事業で多く実施しているし、これからもやっていく。

○第6条の8で使われている「協働」という文字はあまり目にしたことがない。

→「協働」という言葉は高知大学にある地域協働学部もそうだが最近ではよく行政などで好まれて使われている言葉。

○第3期協定終期の翌日まで遡って有効期間とするのはどうか。

→協定期間は行政などを動きやすくするための縛りとして意味がある。本取組の場合は、第3期協定が切れた後もつながって取組もしてきているので遡る必要性はないのではないか。

○第3期協定が切れてから時間が立っているの、一日でも早く締結したい。行政は時間がかかるようだが8月中には締結できないか。

→(県自然共生課)

早急に協定書案を確定させ、県と四万十市それぞれ内部で決裁し、印刷業者に発注する流れ。前回は凝った和紙を使用したようで印刷だけでも3週間はかかっている。それから代表者印を押して締結となる。締結式の間を設けるならもっと期間が必要。この場合、初回の協定締結ではなく更新なので、知事でなく林業振興・環境部長が出席する方向での調整となる。

→(山本代表、山崎事務局)

協定書を額縁に入れたものが出来たら地元のマスコミに取材してもらうくらいが良い。大きさにするのを嫌がるメンバーもいる。

→(県自然共生課、四万十市西土佐総合支所)

県と市で急ぎ検討、調整したい。

→(山本代表、山崎事務局)

知事には、黒尊むら祭りには来てもらいたい。前の知事は来てくれた。

→(県自然共生課)

時期的に都合がどうなのかもあるが、知事にぜひともという大きな声があれば、日程調整をする。

(会議での結論)

○文面は基本的には原案どおり。後日会議メンバーに最終の意見照会をしてから確定する。

○協定日はできる限り最短の日を目指す。

### その他(意見交換)

○四国電力の堰堤で河川環境として気になる場所がある。土木工事の管理では山側の工事をするとは難しいと聞いたことがあるが、対応可能か。河床も厳しいように思うし、一度見に来てもらうことが出来ないか。

→(幡多土木事務所)

担当部門が異なるので正確なところは分からないが、堰堤の切り替えで漁業、アユが上らないなどへの対応として今の状態となっているのかと推測。

山の部分は事業対象外で採択されるのはまず難しい。四万十川本川では河床が厳しいという話はある。担当部門には報告しておくので、個別に連絡してほしい。

→（自然共生課）

水質だけをみると、黒尊川は他の河川と一線を画し、別格のきれいさを保っている。手元資料5に水質調査結果を載せているが、他の河川の方では色々と課題があるが、先ほどの話は問題とするレベルなのかわからないので教えてほしい、漁業などで何か苦情が出てきているのか。

→（山本代表、他）

漁業や釣り客への影響などはないが、気になるので聞いた。

○山の風力発電の話があり今後どうなるのか心配している。

→（藤の川・黒尊森林事務所）

現在、地質調査で国有林の方にも入っているが、調査段階で詳細が見えてくるのはまだ先だと推測。今は状況は分かっていない。

## 令和5年度第1回(第79回)四万十くろそん会議 出席者一覧表

出席者17名

	氏名	所属	役職等	出欠
1	山本 安男	しまんと黒尊むら	代表	○
2	竹内 華	しまんと黒尊むら	副代表	○
3	山崎 一夫	しまんと黒尊むら	事務局	○
4	和田 章	しまんと黒尊むら	会計	○
5	山口 昇彦	しまんと黒尊むら	監査	○
6	篠田 新一	しまんと黒尊むら	監査	○
7	中脇 利和	しまんと黒尊むら	理事	○
8	竹内 強	しまんと黒尊むら	理事	
9	村上 勘助	しまんと黒尊むら	理事	○
10	今城 順一	しまんと黒尊むら	理事	
11	浦宗 恭	しまんと黒尊むら	理事	
12	今村 英治	四国森林管理局森林整備部 四万十川森林ふれあい推進センター	所長 上席自然再生指導官	○
13	森 祐一	四国森林管理局森林整備部 四万十川森林ふれあい推進センター	自然再生指導官	○
14	竹内 千幸	四国森林管理局四万十森林管理署 藤の川・黒尊森林事務所	首席森林官	○
15	山脇 史哉	四万十市西土佐総合支所地域企画課	地域振興係長	○
16	須山 美樹	四万十市西土佐総合支所地域企画課	集落支援員	○
17	公文 妙	高知県幡多地域本部	地域支援企画員 (総括)	○
18	幸村 ひかる	高知県幡多地域本部	地域支援企画員	○
19	西岡 正宣	高知県幡多土木事務所	維持管理課長	○
20	敷地 和彦	高知県幡多土木事務所	河港建設課長	
21	與名 良	高知県自然共生課	チーフ	○
22	森田 健斗	高知県自然共生課	主査	
	構成員22名	(事務局:高知県自然共生課)		